

概要版

米原市こども計画

夢育み 笑顔あふれる米原市
～子ども・若者とともに光るまち～



令和7年3月
米原市

計画の概要

計画の背景

- ・共働き世帯の増加や少子化の進行、地域社会とのつながりの希薄化など、子ども・若者や子育て家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しています。
- ・国では、「こども基本法」や「こども大綱」において、全ての子ども・若者が自立した個人として尊重され、その権利が擁護され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されました。

位置付け

- ・「米原市こども計画」は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」として、子ども・若者に関する計画を一体的に策定するものです。
- ・本計画は、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、「子ども・若者計画」を含みます。

計画期間

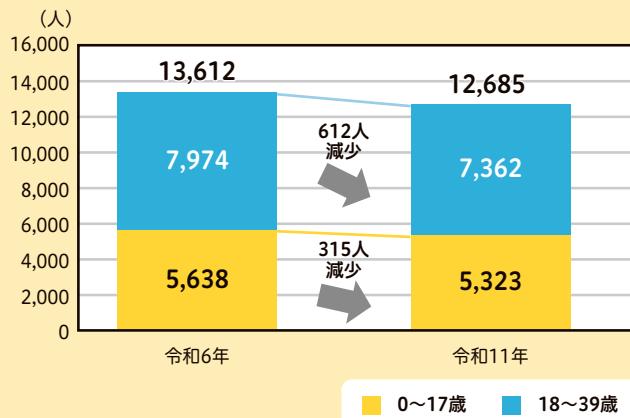
- ・本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

対象

- ・本計画の対象は、子ども（おおむね18歳未満）・若者（おおむね18歳から39歳まで）、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

米原市の子ども・若者人口

本市の子どもや若者の人口は、減少傾向で推移しており、今後5年間についても減少していくことが見込まれています。



基本理念

本計画においては、子ども・若者が幸せで健やかに育つことができ、子育て世代も子育てに希望を持ってともに育ち、それを地域社会全体で支える、子ども・若者にやさしいまちづくりを目指します。

夢育み 笑顔あふれる米原市
～子ども・若者とともに光るまち～

重点的に取り組むこと

計画期間である令和7年度から令和11年度までの5年間で重点的に取り組む施策として、4つの重点施策を設定します。

重点施策1 子ども・若者の権利が守られる環境づくり

子ども・若者を権利の主体として認識し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることができるよう努めます。様々な環境にある子ども・若者が安心して意見を表明できる機会をつくるとともに、市政や居場所づくりなどに意見を反映する仕組みを構築し、子ども・若者の主体的な参画を促進します。

重点的な取組・事業

- ・子ども・若者の権利の普及・啓発
- ・子ども・若者の意見表明機会の確保
- ・人権意識の啓発や学習機会の提供

施策目標

子どもの権利の認知度
(子ども・若者)

令和6年度

25.3%

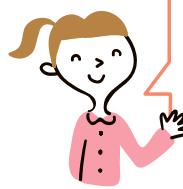
令和11年度

70.0%

みんなの意見



スマートフォンやタブレットで行うアンケートでは意見を伝えやすい



悩みを聞いてもらったり、
寄り添ってもらったときに
守られていると感じる

重点施策2 全ての子ども・若者が夢を育む環境づくり

子どもたちの身近に安心して遊べる場所や放課後等を過ごせる居場所をつくることで、多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感を高めながら成長できるまちの実現を目指します。また、子どものスマートフォンの利用が増えている中、インターネットやSNSの適切な使用方法やリスク等について、保護者や子ども自身が学ぶ機会の提供に努めます。

重点的な取組・事業

- ・子ども・若者が集まる地域の居場所づくり
- ・子ども・若者の居場所・子育て支援の拠点づくり
- ・安全・安心なインターネット利用に向けての取組
- ・身近な遊び場等の整備
- ・多様な居場所と学びの場の確保

施策目標

「自分のことが好きだ」と
思う子どもの割合

令和6年度

小学校5年生 72.0%

中学校2年生 61.1%

令和11年度

小学校5年生 80.0%

中学校2年生 70.0%

みんなの意見



広い公園を有効活用でき
るようにしてほしい



子どもにスマートフォンを
持たせた時が心配

重点施策3

子育て家庭のゆとりを生み出す環境づくり

子育て当事者に寄り添い、子育てに対する不安や孤立感を和らげることで、自己肯定感とゆとりを持って子どもと向き合えるよう、地域全体で子育て家庭を支えるまちを目指します。

重点的な取組・事業

- こども家庭センターの相談支援体制の充実
- こども家庭センターを核とした子育て支援
- 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施
- 企業・事業所の子育て支援の取組の促進
- 相談体制の充実
- 地域子育て支援センターの充実
- 子育てに関する情報発信の充実

施策目標

米原市は子育てしやすいまちだと思う保護者の割合	令和6年度	令和11年度
就学前の子どもの保護者	76.7%	90.0%
小学生の保護者	84.4%	90.0%

みんなの意見



子育て支援センターの先生や他のお母さんと話すことで子育ての悩みや不安が和らぐ



保護者の体調不良や用事の時に安心して預けられるサービスを充実してほしい

重点施策4

社会的な支援を必要とする子ども・若者への支援

虐待や貧困、ヤングケアラー等の課題を抱える子ども・若者、また障がいのある子ども・若者が生きづらさを抱えないよう、地域全体での見守りや市や学校における相談体制の整備、安心できる居場所づくりにより、子ども・若者が声をあげやすい環境づくりに努めます。

重点的な取組・事業

- 学校以外での学習等の支援
- ひきこもり等への支援
- 子どもの生活・学習支援事業の実施
- 困り感を持った子ども等への支援
- 発達支援ネットワークの充実
- 障がいのある子どもやその保護者への支援

- 子育てに困難を抱える家庭に対する支援体制の強化
- 要保護児童対策地域協議会の充実
- 児童虐待防止の啓発
- ヤングケアラーの把握・支援

施策目標

「社会生活や日常生活を円滑におくることができている」と思う子ども・若者の割合	令和6年度	令和11年度
	53.6%	70.0%

みんなの意見



学校に通いづらい子どもやその親のための居場所がほしい



貧困やヤングケアラーの問題は見えにくく、家庭の内容を把握するのが難しい

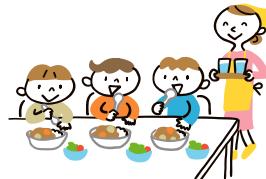
施策の展開

基本目標 1 子ども・若者の権利を守り、子ども・若者がのびのびと育つ環境をつくります

- 様々な機会を通じて子ども・若者が意見を表明でき、その意見が尊重される環境づくりを進めるとともに、子ども・若者の視点に立った支援に努めます。
- 地域社会全体で子ども・若者、子育て家庭を見守り、子ども・若者の多様な学びや体験機会の充実、安心して過ごすことができる居場所づくりに取り組みます。

基本施策

- 1 子ども・若者の意見や権利の保障
- 2 居場所づくり、多様な遊びや体験活動の充実
- 3 子ども・若者の安全・安心を守る取組の推進



基本目標 2 子ども・若者の将来にわたる健やかな成長を支えます

- 子ども・若者が生涯を通じて健康でいられるよう、母子の健康保持・増進、病気や障がいの早期発見、適切な医療体制の整備など、妊娠前から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を推進します。
- 学童期・思春期の心身の健康づくり、不登校児童生徒への支援、将来の自立に向けた支援を一貫して行います。
- 青年期の若者の結婚や子育てへの不安を解消し、住み続けたいと思えるまちづくりを推進します。

基本施策

- | 誕生前から
幼児期 | 学童期 | 青年期 |
|----------------|----------------|-----------------|
| 1 親と子の心身の健康づくり | 3 学校教育の充実と環境整備 | 6 活躍機会・社会参画への支援 |
| 2 育児への支援 | 4 子どもの心身の健康づくり | 7 結婚支援、定住促進 |
| | 5 不登校等への支援 | |



基本目標 3 安心して子育てができる環境を確保します

- 子育てに関する情報発信の充実や子育て家庭への経済的な支援、安心して子育てができる環境の整備に努め、子育て家庭の不安の解消に取り組みます。
- 子育てをしながらでも働きやすい職場環境の整備、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実を図ります。

基本施策

- 1 子育て相談や支援の充実
- 2 保育サービスの充実
- 3 共働き・共育てへの支援
- 4 子育て家庭の経済的負担の軽減



基本目標 4 支援を必要とする子ども・若者や子育て家庭を支えます

- 保健・福祉・教育等の関係部署、関係機関との連携を強化し、課題を受け止め支援につなげることができる体制づくりを進めます。
- 児童虐待の防止やひとり親家庭への支援、子ども・若者の貧困の解消、障がいのある子ども・若者や外国籍の子ども・若者への支援等を推進することで、全ての子ども・若者の生活を支える環境づくりに取り組みます。

基本施策

- 1 児童虐待防止対策の推進
- 2 子ども・若者の貧困解消に向けた取組の推進
- 3 ひとり親家庭への支援
- 4 障がいのある子ども・若者や外国籍の子ども・若者への支援



子ども・子育て支援事業計画

教育・保育事業(保育所、認定こども園等)

教育・保育の認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み(必要利用定員)」を設定します。設定した「量の見込み」に基づき、必要な教育・保育の「確保方策(提供体制の確保の内容等)」を定めます。

【認定区分、利用施設】

〈1号認定〉 満3歳以上、教育認定(保育の必要性なし)

認定こども園

〈2号認定〉 満3歳以上、保育の必要性あり

認定こども園・保育所

〈3号認定〉 満3歳未満、保育の必要性あり

認定こども園・保育所・地域型保育事業所

提供地域	年度	量の見込み				確保方策			
		1号	2号	3号	合計	1号	2号	3号	合計
山東・伊吹地域	R7	66人	210人	141人	417人	90人	267人	153人	510人
	R11	55人	176人	128人	359人	90人	267人	153人	510人
米原・近江地域	R7	117人	431人	295人	843人	150人	552人	312人	1,014人
	R11	109人	400人	324人	833人	150人	552人	333人	1,035人
市全域	R7	183人	641人	436人	1,260人	240人	819人	465人	1,524人
	R11	164人	576人	452人	1,192人	240人	819人	486人	1,545人

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

事業名	事業の概要	年度	量の見込み	確保方策
乳児等通園支援事業	●保育所等に通所していない生後6か月から満3歳未満までの未就園児を対象に、保育所等において、月一定時間まで、通園による遊びや生活の場を提供する事業です。	R7	257人	693人
	●本市では令和5年度から試行的事業を実施しています。	R11	648人	1,452人

地域子ども・子育て支援事業

多様な子育て支援のニーズに対応するため、以下の地域こども・子育て支援事業を実施します。

事業名	事業の概要	年度	量の見込み	確保方策
利用者支援事業	●教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および相談・助言等を行う事業です。	R7	1か所	1か所
		R11	1か所	1か所
	妊婦等包括相談支援事業型	R7	455回	455回
		R11	435回	435回
延長保育事業	●保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外に保育を実施する事業です。 ●市内12園全園で実施します。	R7	410人	450人
		R11	391人	450人

事業名	事業の概要	年度	量の見込み	確保方策
放課後児童健全育成事業	●保護者が昼間家庭にいない児童に対し、放課後の生活や遊びの場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。	R7	900人	950人
		R11	792人	950人
子育て短期支援事業	●保護者の疾病等の理由で養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で必要な保護を行う事業です。	R7	10人	10人
		R11	10人	10人
乳児家庭全戸訪問事業	●生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	R7	223件	223件
		R11	213件	213件
養育支援訪問事業	●養育支援が特に必要な家庭を訪問し、指導や助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。	R7	23件(95回)	23件(95回)
		R11	23件(95回)	23件(95回)
地域子育て支援拠点事業	●乳幼児およびその保護者同士の交流する拠点の運営と、相談、情報提供、助言等を行う事業です。 ●市内4か所の地域子育て支援センターにおいて実施します。	R7	6,308人	12,200人
		R11	6,423人	12,200人
一時預かり事業	●教育認定を受けた子どもまたは未就園児を対象として預かり保育を行う事業です。	幼稚園型 R7	5,417人	10,248人
		R11	4,855人	10,248人
		一般型 R7	752人	3,416人
		R11	715人	3,416人
病児保育事業	●病児・病後児について、医療機関や保育所等で看護師等が一時的に保育を実施する事業です。 ●米原市地域包括医療福祉センター、市内5園で実施します。	病児・病後児対応型 R7	252人	1,464人
		R11	232人	1,464人
		体調不良児対応型 R7	1,480人	2,928人
		R11	1,359人	2,928人
ファミリー・サポート・センター事業	●預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたい人との連絡・調整を行う事業です。	R7	201回	201回
		R11	213回	213回
妊婦健康診査事業	●妊婦に対する健康診査や保健指導を行う事業です。また、妊婦健康診査の費用の助成を行います。	R7	2,563回	2,563回
		R11	2,442回	2,442回
産後ケア事業	●産後に心身のケアや育児のサポート等を必要とする方を支援する事業です。	R7	48人	48人
		R11	44人	44人
子育て世帯訪問支援事業	●家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを聴き、家事・育児の支援を行う事業です。	R7	20人	20人
		R11	20人	20人
児童育成支援拠点事業	●家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業です。	R7	20人	20人
		R11	20人	20人





子どもの権利について 知ろう!



子どもの権利とは、全ての子どもや若者が生まれたときから持っているもので、幸せに健やかに育つために守られなければならない大切なものです。

差別のないこと

全ての子どもは、人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されません

子どもにとって
大切な
4つの原則

子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われるときは、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます

命を守られ成長できること

全ての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることができます

意見を表明し参加できること

子どもは自分に関係することについて自由に意見を言うことができ、大人はその意見を尊重します

大人

- 子ども・若者の意見をしっかりと聴きましょう
- 子ども・若者にとって最も良いことを考え、見守り、サポートしましょう

子ども・若者

- 子ども・若者の権利が守られているか、幸せに暮らせる社会には何が必要か考えてみましょう
- 自分の意見を大人に伝えましょう

米原市

- 子ども・若者が意見を伝えやすい環境づくりに取り組みます
- 子ども・若者の意見を取り入れながら、子ども・若者施策を推進していきます

みんなの意見を聽かせてください!

米原市の子ども・若者に関する取り組みを進めていくためには、子ども・若者の意見が大切です。
米原市ではいろいろな意見を募集しています。

みんなの意見がどう生かされたかは、米原市ホームページで公開します。

米原市子ども・
若者意見箱



米原市では子ども条例を制定しています!

本条例では、子どもの権利を守り保障することを大人から子どもへの約束として定め、子どもの幸せを最優先に考えながら、子ども一人一人の成長を守り育てていくこととしています。

米原市こども計画 概要版

発行：滋賀県米原市 編集：くらし支援部 子育て支援課
〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地 TEL:0749-53-5131 FAX:0749-53-5128

